

審 査 基 準 整 理 票

処分名	日常生活用具給付等事業の給付等の決定		
根拠法令名	大津市日常生活用具給付等事業実施要綱	(条項) 第3条	
	大津市日常生活用具給付等事業実施要綱 別表		
基準法令名	大津市日常生活用具給付等事業実施要綱	(条項) 第3条	
	大津市日常生活用具給付等事業実施要綱 別表		
	介護保険法		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	(条項) 第4条第1項	
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与等（以下「給付等」という。）は、別表に掲げる用具の品目ごとにそれぞれ定める対象者に対して行うものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができるとき及び当該給付又は貸与等の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち法第76条第1項ただし書の政令で定める者の所得が同項の政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。